

平成29年第15回教育委員会定例会
(8月1日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年8月1日(木) 午後2時8分から午後2時40分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事	事務取扱 事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

○日 程

日程第1 議案審議

第35号議案 東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

第36号議案 平成30～31年度使用台東区立小学校教科用図書採択(道徳)について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

(2) 教育改革担当

イ 台東区 I C T 教育の推進について
(3) スポーツ振興課

ウ 体育施設の事前使用承認について

2 9月の行事予定について

3 その他

午後2時8分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第15回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いをいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

ここで、傍聴についてお諮りします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第35号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第35号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第35号議案、東京都台東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、教育長が認めた場合に限り、教育委員会の会議の傍聴人の人数を変更できるような規定の整備を図るため提出いたしました。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。

現在の規則では、第4条の傍聴人の数といたしまして、「傍聴人は、20名をもって定員とする。」と定めております。この度、ここにただし書きとして、「ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。」という文言を追加するものでございます。

この改正規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。提案どおりご決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 基本的に賛成ですが、この20人の定員を、「この限りでない」と改正した場合に、20人を超えた場合であっても、受け付けた人の分だけ傍聴することができるということよろしいでしょうか。

○庶務課長 現在、20名と定めておりますけれども、今後、傍聴を希望される方が20名を超えるような場合には、冒頭で教育長のほうから、「本日については20名以上の傍聴を許可する」ということをおことわりをすることになると思っております。

○樋口委員 会議の冒頭で、教育長が許可をするということを宣言されるということですね。

- 庶務課長 はい、そのとおりでございます。
- 樋口委員 わかりました。
- 末廣委員 この公布の日は、今回はいつになるのですか。
- 庶務課長 本日を予定しております。
- 矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

- 矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 矢下教育長 ご異議ございませんので、第35号議案については原案どおり決定いたしました。

第36号議案

- 矢下教育長 次に、第36号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いいたします。

- 指導課長 第36号議案、平成30～31年度使用台東区立小学校教科用図書採択（道徳）についてご説明いたします。

平成30～31年度使用、小学校教科用図書の採択に関しまして、これまでの経緯をご説明申し上げます。

台東区教育委員会では、3月28日付、文部科学省初等中等教育局長発、教科書採択における公正確保の徹底等についての通知を受け、資料作成委員会、調査研究委員会を設置し、教科書採択の事務を行ってまいりました。6月1日に第1回調査研究委員会を開催し、資料作成委員会委員長に教科用図書の調査を依頼いたしました。

そして、6月29日の第2回調査研究委員会では、資料作成委員会の委員長から調査結果の報告を受けました。

その結果を受け、6月29日及び7月13日の第2回、第3回調査研究委員会において報告書の作成を行い、教育委員の各先生方にご提示させていただいたところでございます。

経緯等につきましてのご説明は以上でございます。

- 矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

- 矢下教育長 ただいまの説明につきましては、ご了承願います。

続きまして、小学校教科用図書の審議方法について、私のほうから申し上げます。

小学校教科用の図書の採択につきましては、本日と17日の定例会の2日間にわたって審議いたしたいと思います。

本日は、小学校教科用図書採択に当たっての審議の進め方について協議をすることとし、

どの発行者の教科書を採択するか具体的な審議につきましては、17日に開催する定例会で行うことにさせていただきたいと思えます。

まず、この審議方法でいかがでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ありませんので、教科用図書採択の審議はそのように進めさせていただきます。

次に、17日の本案件についての進め方について申し上げます。

私たちはこれまで、当初から一貫して教科用図書の発行者名をあえて伏せて、アルファベットに置き換えた状態で教科用の図書の内容を確認し、検討してまいりましたので、審議の際には発行者名をA者、B者というように、アルファベットでご発言くださいますようお願いしたいと思います。

審議した結果、仮決定する1者を決定していくこととなりますが、そのとき初めて、私たちが選んだ教科書が、どの発行者の教科書であるかを公開したいと思います。

この進め方でいかがでございましょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

その後、委員会を休憩し、休憩中に事務局に仮決定した内容をもとに議案を用意していただきます。

準備ができ次第、委員会を再開し、作成した議案により、採択の議決を行いたいと考えております。

17日の本案件の審議方法については、以上のように進めさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか

(異議なし)

○矢下教育長 それでは、17日の本案件の審議方法については、そのように進めさせていただきます。

以上で、第36号議案の本日の審議は終了いたします。

なお、議案については継続審議とし、17日開催の定例会において引き続き審議をいたします。

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、後援名義の使用についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

今回は、生涯学習課取扱分が3件、中央図書館取扱分が1件でございます。

まず、生涯学習課取扱分でございますが、10月8日に日本スペインギター協会が開催いたします、「第35回スペインギター音楽コンクール」。

10月12日に台東モラロジー事務所が開催をいたします、「モラロジー生涯学習セミナー」。

12月9日、10日に台東区華道茶道文化協会が開催いたします、「第77回台東区いけ花展」でございます。

次に、中央図書館取扱分でございます。

9月16日から10月4日に聖天町町会が実施をいたします、「第三回待乳山聖天浮世絵展」となっております。

事業内容等は資料に記載のとおりでございます。

以上の4件はいずれも継続した案件でございます。ご了承くださるよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承を願います。

(2) 教育改革担当 イ

○矢下教育長 次に、教育改革担当のイについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、台東区のICT教育の推進についてご説明いたします。

まず最初に、項番1、目的の1行目に記載しております「台東区ICT教育の推進に関する検討委員会」と、項番2の1段落目の最後のほうにございます「検討委員会第一次取りまとめ」のことにつきまして、口頭でご説明いたします。

本区では、今までもICT教育を推進してきたところではございますが、国の第2期教育振興基本計画や新学習指導要領のICT教育推進を参酌することはもちろんですが、世界文化遺産を抱える台東区。また、オリンピック・パラリンピックを控えている台東区。この状況の中、ICT教育を今まで以上に推し進めていく必要があると考え、台東区としてのICT教育の目標や方針を検討するために、本年4月に立ち上げたものがこの検討委員会で、この検討委員会が6月までの状況についてまとめたものが第一次取りまとめで、別添の資料ということになります。

この後は、取りまとめから抜粋いたしました、A4表裏の資料、資料2と記載されているものについてご説明いたします。

改めて、項番1の目的についてですけれども、本検討委員会で定めましたICT教育の目標や、本区の目指す子供像の実現に向けて、ICT機器を活用した効果的な授業を実施していくことです。

目標、また子供像は資料に掲載させていただきましたけれども、検討委員会では特に、台東区らしさについて議論が交わされました。台東区の伝統・文化を大切にすることや、台東区を訪れる多様な方々に対して、おもてなしの心をもってコミュニケーションを交わせる人材育成のためにも、ICT教育は資するべきだとの意見がございました。

したがって、ICT教育を進める際には、とかく環境の整備が先行しがちなところではございますが、本区ではICT機器を使った教育で、どんな力を児童・生徒に身につけさせたいかという観点から検討を進めてきたところでございます。

続きまして、項番2、概要の2段落目からにつきましては、取りまとめ10ページからの抜粋でございますが、平成30年度、来年度から小学校2校、中学校1校をモデル校とし、3学級に1学級分のタブレットパソコンの配備をしたいと考えております。

そして、モデル校での研究の成果をもとに、平成32年度より小中学校の普通学級でタブレットパソコンを導入していきたいと思っております。

裏面にまいりまして、項番3、効果についてですが、これは取りまとめ7ページから4点ほど示させていただいております。

まず、1点目の情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能が身に付くについてですけれども、簡単に持ち運びができる児童・生徒用のタブレットパソコンがあるだけで、子供たちがタブレットパソコンに触れる機会が多くなるとともに、それに伴い、例えば、画面のパネルタッチ、キーボードを使った文字入力、タッチペンによる書き込み、その他、データの保存や送受信などの技能が身につきます。

2点目のコミュニケーションの手段として、ICT機器を使いこなす技術につきましては、一例として、カメラ機能の活用が考えられます。例えば、小学校低学年の生活科では、学校探検という学習がございまして、さまざまな教室や廊下を子供たちがタブレットパソコンで撮影してくることにより、そのときの気づきを教室に戻ってから再現して発表することができます。また、撮影したときは気づいていなくても、自分が撮った写真の中に、例えば、廊下の棚に飾られた1輪の花があることを発見して、自分の学校が花育を推進しているということや、英語の案内表示がところどころにあることを発見して、自分の学校が外国人に対しておもてなしをしている、そんな学校の特徴に気づくことができます。

また、小中学校とも英語教育が重要視されており、特に本区では、多様な方々とコミュニケーションが交わせるような人材を育成することを目的としておりますので、例えば、ALTや学校に招いた留学生と会話活動する際にも、タブレットパソコンは有効です。

教員から送信されるタブレットパソコンの画像や資料があるだけで、それが2人の会話の材料になるだけではなく、その画面が双方のヒントとなって何について話しているかの予測がつくため、それまで聞き取れなかった単語を聞き取ることができるように、全部は

わからなくても、会話を成立させることができる、そんな効果が期待できます。

3点目の他者と意見交換や議論を通して新たな考えに気づき、考えを深めたりするにつきましては、一例として授業支援ソフトというものの活用が考えられます。例えば、グループごとに学習課題を与えて、考えながら作業をする際に一人一人のタブレットパソコンに送信されている同じ作業画面に対して、みんなでペンで書き込みなどができるため、書いた内容をもとに意見を言い合ったりしながら、作業の精度を高めていくことができます。

また、あるグループの学習の成果を電子黒板に大きく投影することにより、自分たちの成果と比較するということが一目瞭然となります。

4点目の情報モラル、情報に対する責任についてですが、さまざまな学習活動でデータを送受信したり、インターネットで調べ学習をしたりする中で、情報の持つ価値や危険性などについて体験的に学ぶことができ、情報を扱うことには重大な責任が伴うということも学習していくこととなります。

続きまして、項番4、導入機器についてです。ここまで一部の授業例をご説明いたしましたが、検討委員会では、あらゆる必要な授業形態に必要な結果、資料に掲載の機器等が必要であると取りまとめられました。

なお、導入するタブレットパソコンについては、先ほど申し上げましたとおり、3学級に1学級分、すなわち、学級総数の3分の1といたしました。これは、中学校の場合、修学旅行、移動教室、職場体験などの学年行事の事前・事後学習では、必ず学年として同じ学習をすることから、最低1学年分は必要であるとの意見があったこと。小学校では3・4年同時展開、あるいは、5・6年同時展開で、習熟の程度は若干異なるものの同様な学習をする場合があること。特に今後は、3・4年で外国語活動、5・6年で英語学習をする機会が出てくること。さらに、本区の小学校の場合、例えば2年生と5年生などの異学年交流という活動が盛んであることから、最低限2学年分は必要だとの意見があり、結果的に小中学校とも3学級に1学級分と設定したものです。

最後に項番5、スケジュールについてですが、8月に開催予定の台東区情報化推進委員会におけるシステム化要望、9月初めの政策会議における報告を経て、10月の予算要望と進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 一般的にICT教育の話をする場合、二つ内容があるかと思えます。一つは、「ICTで教育をする」。これまでの教育にICTを用いて教育を改善するという内容で、この検討委員会の取りまとめは、どちらかというところ、そこに大きなウエートが置かれているのですが、「ICTを学ぶ」ということについては、あまりウエートが置かれていないような気がいたします。

2020年にプログラミング教育が小学校にも導入されると文部科学省が言われているのですが、本区ではそれをいつ頃から始めようと考えているのですか。この取りまとめは、こ

これはこれでICTで教育を改善していくということによろしいかと思いますが、「ICTを学ぶ」ということについて、学習機会を今後どうやって展開していくのかということについて展望を教えてくださいませんか。

○**教育改革担当課長** 資料の項番1、目的の中に四角囲みが二つありまして、目標と子供像というものがございまして。その子供像というところをご覧くださいますと、まず一つ目の「必要な情報を自ら収集・選択」ということにつきましては、主にICTを用いての学習になるかと思えます。また、2点目もそのような色が濃いかと思えます。ただし3点目としては、最後にありますように、「ICT機器を有効に活用することができる子供」ということで、ICT機器を活用するということになりますので、こちらはどちらかという、ICTを教えるということに重きが置かれているかと思えます。

○**樋口委員** プログラミング教育の導入はいつですか。2020年からだったような気がしますが。

○**教育改革担当課長** プログラミング教育、これは中学校においては既に実践しておりますが、小学校で導入するのが、委員おっしゃるとおり2020年からとなります。

○**樋口委員** もう一つ。効果につきましては、絶えず効果測定をしてください。効果が曖昧になる可能性もありますので、常日頃から効果を見定めて、必要であれば工夫をしていかなければいけないですね。そのこともどこかに付記していただければと思います。

○**教育改革担当課長** 恐れ入ります、取りまとめの5ページをご覧くださいと思います。表にしてある計画の部分ですが、現在、この表の中の8月のところにあります、モデル校が実施されたところ、30年度、それから31年度、ここにモデル校による授業公開というのがございまして。その後ろに、「(ICT推進委員会)」というのがありますが、下の米印、ICT推進委員会は各校1名のICT推進委員による構成ということで、授業公開の際には全校からその推進委員の教員が集まって、その活用方法であるとか、もしかすると課題、あるいは環境上の問題点なども出てくるかと思えますので、委員おっしゃる効果測定はそのような場を活用したいと思えます。

○**高森委員** いろいろと難しい問題があるのですが、私は今、お話を伺っていて、小学校も中学校も、授業として「ICTの授業」というものはないですよね。そのような中で、このICT教育の中身は多岐にわたっていて、また深いものがあると思うのです。難しい課題もたくさんあると思います。「ICT教育で育てたい目指す子供像」の中にも書いてありますが、有益な情報や不適切な情報を見分けられたりする子供を、最終的には目指していると書いてありますし、その裏面のほうには、効果の部分ですね、情報モラルや情報に対する責任について考え、行動することができるようになる。これもある意味、目指すべき子供像だと思います。こういったことを小学校1年から中学校3年までという9年間にわたって学習していくのですが、その学年ごとのプログラムというかカリキュラムというものは、もう練ってあるのでしょうか。

○**教育改革担当課長** まさに、発達段階に応じた指導というのは、非常に重要になってく

るかと思ひます。そのために、本区におきましては、一斉に全校に導入ということではなく、まず、小学校2校、中学校1校のモデル校におきまして、その部分におきまして、この授業で、こういうICTを活用して、この内容を指導したというような実績を積み上げていきたいと考えております。

○高森委員 そうすると、時間がかかるかもしれないけれども、いずれは全学年を通しての段階的なステップアップのようなカリキュラムを最終的にはおつくりになる予定でいらっしゃるかと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○教育改革担当課長 どのような学習段階を経るかというのは、各学校の子供の実態によっても、さまざま違うかと思ひます。ただし、指導事項というものを、取りまとめの中でも6ページのところにお示しさせていただいておりますが、指導事項の1点目として、知識・技能。2点目として、コミュニケーション手段として使いこなす技術。3点目として、他者と意見交換をして考えを深める。そして4点目として、情報モラル、責任。これを指導事項として区としては定めておりますが、この内容のどんな内容を教えるかという事例は、モデル校でつくっていきませんが、それをどう組み合わせていくかというのは、学校の学習課程の中に、それはまた再現して入れていただければと考えております。

○高森委員 こちらで一定の指導案みたいなものを提示するのではなくて、フレキシブルに各学校で考えることができるということですね。

○教育改革担当課長 各教科等の年間指導計画も各校で作成するということになりますので、各校で作成する各教科等の年間指導計画に応じて、委員おっしゃるお言葉をおかりいたしまして、フレキシブルに使って、つくってってもらえればと思っております。

○末廣委員 先ほど「ICT教育で」ということと、「ICT教育を」というご意見がありましたけれども、「ICT教育を教える」というのは、例えば、具体的にどんな授業をやるのか。それから、「ICT教育で教える」という場合についても、どんな教科が想定されているのか。あるいは全部の教科を想定しているのか。教えてください。

○教育改革担当課長 「ICT教育を」につきましても、「ICT教育で」につきましても、どの教科、この教科でなければならないとは私ども事務局では考えておりません。むしろ逆に言うならば、どの教科でも「ICT教育で」は存在しますし、まさに「ICT教育を」というものも出てくるものであろうと考えております。

○高森委員 これは、ハードウェア、ソフトウェアの問題を考えると、当然、恒久的に使えるものではないわけですね。常にバージョンアップをしていくし、スペックもどんどん上がっていく中で、およそ何年ぐらいを一つの基準として、一つの機器を使える期間として考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育改革担当課長 一応、5年リースという形で考えております。

○高森委員 今は1年経てば旧式化してしまうような時代ですから、5年というところかなり長いかなという印象があるのですが、その辺りはどうでしょうか。予算的にも厳しいものがあるのでしょうか。

○**教育改革担当課長** そのため、やはり機器もリースになってくるかと思うのですが、それに合わせた交換ということを考えていくと、5年間リースというものを今のところ考えております。

○**矢下教育長** これは教育委員会だけの課題ではなくて、役所の場合、ほかのものもリースは5年ぐらいが基本になっておりまして、確かにそのことで問題は出てきております。ですので、教育委員会としても、予算のことだけではなくて、その期間が適正かどうかということ、やはり考えていかなければいけないかなと思います。短ければいいとか、長ければいいとか、そういう話ではないですね

○**樋口委員** ハードについては、リース期間が5年間などありますが、ソフトはいつでもバージョンアップできる契約もあるわけで、我々の大学では、そうした契約をしております。ソフトまでフィックスして5年間というのは、どうかなと思います。

○**矢下教育長** 教育改革担当課長、ソフトも含めて全てフィックスしているわけではないよね。

○**教育改革担当課長** 無料でダウンロードできるようなものであるとか、教育で使うのならば、無料でどうぞというものもございまして、こうしたものにつきましても、バージョンアップをして、更新していこうと考えております。

○**垣内委員** 一つお尋ねしてよろしいでしょうか。これは、タブレットパソコンですよ。スマートフォンとはどのように連動させようとお考えなのですか。仕事で考えると、パソコンとスマートフォンは併用していて、大学でも授業のストリーミング配信などもしているので、その辺は今のところどのようにされているのでしょうか。

○**教育改革担当課長** 小中学校におきましては、子供たち全員がスマートフォンを持っているとは限らないということもありますし、また、スマートフォンの扱い方についても別途、生活面のところから指導しているところもございます。

つきましては、このタブレットを活用するに当たって、スマートフォンとの連動ということにつきましては、現在は視野に入れておりません。

○**高森委員** 随分と前からこのICTが話題になっていますけれども、私はとても大事な教育のスタイルだと思います。これからの時代は、これがなければ、もしかしたら私たちは生活に困るぐらいの時代になってくると思います。やはり若いうちからこの機器の扱いに慣れたしんだり、それから、情報の適切な取り出し方というのでしょうか、そのようなことを学んでいくということは、子供たちが自分たちの身を守るためにも大事なことだと思います。ぜひ、積極的に導入を働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**教育改革担当課長** 十分認識して、進めていきたいと思っております。

○**矢下教育長** よろしいですか。

(なし)

○**矢下教育長** それでは、教育改革担当課長のイについては、報告どおり了承をお願いい

たします。

(3) スポーツ振興課 ウ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のウについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきまして、ご説明いたします。資料は3をご覧ください。

項番1、対象施設でございますが、台東リバーサイドスポーツセンターでございます。

項番2、使用計画でございます。申請団体につきましては、いずれも区民課の北部区民事務所清川分室でございます。

開催事業、大会につきましては、1点目が、清川地区委員会の青少年育成事業で、「町会対抗ビーチバレーボール大会」での使用でございます。使用日は本年11月12日、時間が9時から17時。使用施設は、第2競技場と会議室でございます。

2件目につきましては、「第30回桜橋花まつり」でございます。使用日につきましては、来年、平成30年の3月29日から31日の間で、使用施設につきましては、リバーサイドスポーツセンターの各施設でございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のウについては、報告どおり了承願います。

2 9月の行事予定について

○矢下教育長 次に、9月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料4をご覧ください。

9月の教育委員会定例会は、4日と28日でございます。

9月8日には台東区美術展の表彰式、22日には中学校の連合陸上競技大会、23日は区民体育祭の空手道大会の開会式が予定されています。

委員の皆様におかれましては、出席あるいはご挨拶のほう、よろしくお願いいたします。

そのほかのご案内といたしまして、9月3日に台東区ジュニアオーケストラの定期演奏会、10日に上野の森ジュニア合唱団の演奏会が予定されております。

行事予定については、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、行事予定については、報告どおり了承を願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時40分 閉会